

# 茨城県最低賃金と茨城県特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下表のとおり改正されました。

最低賃金名	時間額	効力発生日
茨城県最低賃金	1,005円	令和6年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	1,098円
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等）	1,055円
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（電気・精密機械器具等製造業）	1,052円
	各種商品小売業	1,005円
		改正なし （令和6年10月1日から茨城県最低賃金が適用）

労使双方が合意した上で「最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、法律により、その賃金は無効とされ、最低賃金額で契約したものとみなされます。

詳しくはコチラ（茨城労働局ホームページ）

[https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/kijunbu/chingin/chingin01.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/kijunbu/chingin/chingin01.html)



茨城労働局ホームページのQRコード

<お問合せ先>

茨城労働局 賃金室（Tel.029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署へ